

# 「第3次無電柱化推進計画（案）」に関する意見募集について

令和8年4月24日  
国土交通省道路局

無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から実施してきましたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が高まっています。

特に、近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信のレジリエンス強化が求められているとともに、令和6年1月の能登半島地震では、約3,480本の電柱が倒壊・損壊し、道路啓開の支障となったことを踏まえ、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震など切迫する巨大地震に対する道路啓開の強化も急務となっています。

このような状況から、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月閣議決定）において、引き続き、電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化を進めることとしています。

平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。）が定められて以降、国では、2期にわたって無電柱化推進計画を策定してきたところです。

国土交通省では、前計画での成果や課題を踏まえ、無電柱化を一層推進するべく、無電柱化法第7条の規定に基づき、「第3次無電柱化推進計画（案）」を作成しました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆さまの御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## <意見募集要領>

### 1. 意見募集の対象

第3次無電柱化推進計画（案）

### 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載します。

### 3. 意見募集期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月14日（木）まで（必着）

### 4. 意見の提出先・提出方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）を利用する場合  
意見提出フォームに必要事項を記載し、提出してください。

(2) 意見提出様式により提出する場合

別添の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で日本語にてご意見を提出願います。

(件名に「第3次無電柱化推進計画(案)に関する意見」と明記ください。)

① 電子メールの場合(テキスト形式でお願いします。)

アドレス:hqt-r8mudenchukasuisin@gxb.mlit.go.jp(□を@に変えて送信してください。)

国土交通省 道路局 環境安全・防災課 無電柱化推進計画担当 宛て

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 道路局 環境安全・防災課 無電柱化推進計画担当 宛て

5. 留意事項

氏名(法人又は団体の場合は名称)については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. ご参考

これまでの無電柱化の推進に関する取り組みについては、国土交通省のホームページ(<http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>)をご参照ください。

7. お問い合わせ先

国土交通省道路局環境安全・防災課 無電柱化推進計画担当 宛て

電話番号 03-5253-8111